

居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら（父母及びいずれも成人の子3名）について、避難生活中の生活費増加費用（事故前は自家消費用に栽培していたことにより負担のなかった米及び野菜に係る食費並びに井戸水を利用してしたことにより負担のなかった水道費等）、申立人父が所有していた農機具等の財物損害が賠償されたほか、原発事故の被害者であることから職場でいじめを受けたことによりうつ病を患い就労が困難となった申立人子1名の、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料等の生命身体的損害、平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減して考慮。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金13,845,459円（別紙1の「和解金額合計」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- （3）仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月8日

（別紙目録2農機具一覧表省略）

（仲介委員 中尾 正浩）

令和〇年(東)第〇号

申立人 X1

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生活費増加費用	食費	312,000	H25.12.1~H30.3.31
	水道料金	169,984	H25.12.1~H30.3.31
	通信費	51,480	H25.12.1~H30.3.31
	交通費	520,000	H25.12.1~H30.3.31
財物損害	農機具	3,834,076	—
	シイタケ原木	100,000	—
	柿の木	10,000	—
小計(A1)		4,997,540	
本件和解仲介に関する弁護士費用(B1)=A1×3%		149,926	
和解金額(A1+B1)		5,147,466	

申立人 X2

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生活費増加費用	通信費	354,432	H25.12.1~H30.3.31
小計(A2)		354,432	
本件和解仲介に関する弁護士費用(B2)=A2×3%		10,633	
和解金額(A2+B2)		365,065	

申立人 X3

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生活費増加費用	食費	156,000	H25.12.1~H30.3.31
	水道料金	123,552	H25.12.1~H30.3.31
	電気料金	221,416	H25.12.1~H30.3.31
小計(A3)		500,968	
本件和解仲介に関する弁護士費用(B3)=A3×3%		15,029	
和解金額(A3+B3)		515,997	

申立人 X4

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生活費増加費用	食費	156,000	H25.12.1～H30.3.31
	水道料金	171,912	H25.12.1～H30.3.31
	電気料金	144,612	H25.12.1～H30.3.31
	ガス料金	247,260	H25.12.1～H30.3.31
小計(A4)		719,784	
本件和解仲介に関する弁護士費用(B4)=A4×3%		21,594	
和解金額(A4+B4)		741,378	

申立人 X5

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生活費増加費用	食費増加分	156,000	H25.12.1～H30.3.31
	水道料金増加分	184,080	H25.12.1～H30.3.31
	電気料金増加分	239,304	H25.12.1～H30.3.31
	ガス料金	389,376	H25.12.1～H30.3.31
生命・身体的損害	通院慰謝料	1,045,000	H25.1.11～R1.9.1
	通院交通費	82,500	H25.1.11～R1.9.1
	診断書取得料	132,000	R1.10.8
就労不能損害		4,641,209	H27.3.1～H30.3.31
小計(A5)		6,869,469	
本件和解仲介に関する弁護士費用(B5)=A5×3%		206,084	
和解金額(A5+B5)		7,075,553	
和解金額合計(A1～A5+B1～B5)		13,845,459	